

2026年
10月号

職場内で掲示・回覧を
お願いします。

健康だより



今年度の
健診

まだ間に合います!



協会けんぽの生活習慣病予防健診

対象者	協会けんぽにご加入の 35歳から74歳 の被保険者(ご本人)様
内容	労働安全衛生法上の健診項目 + 胃がん・大腸がん検査
費用	総額約20,000円 → 自己負担額最高 5,500円

今年度から**20・25・30歳**の方も補助の対象になりました!

対象者	協会けんぽにご加入の 20・25・30歳 の被保険者(ご本人)様
内容	労働安全衛生法上の健診項目のみ
費用	総額約9,000円 → 自己負担額最高 2,500円



人間ドック健診も
補助の対象だよ

いずれの健診もHP掲載
の健診機関へ直接電話
でご予約ください



ほかにも**お得な健診**がたくさん♪
こちらからチェックしてみてください▶



**ご家族(被扶養者)様の健診も
まだ間に合います!**

※被保険者の健診内容とは異なります。

詳細は
こちら▶



ケガによる健康保険使用について

仕事中や通勤途中にケガをした場合

仕事中や通勤途中のケガは労災保険の対象となり、原則健康保険の使用はできません。

負傷された方自身（又は事業所）が労災保険と健康保険のどちらを使用するかを選択はできないため、管轄の労働基準監督署への手続きをお願いします。

なお、誤って健康保険を使用した場合は、協会けんぽが負担した保険給付費を返還していただくことになります。

業務中

- ▶ 作業中の転倒
- ▶ 職場内でのケガ
- ▶ 出張中のケガ



通勤途中

- ▶ 通勤経路上や駅などでのケガ
- ▶ 通勤途中の交通事故

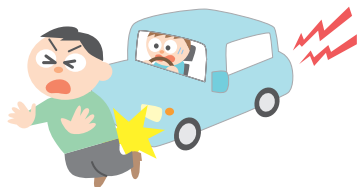


第三者の行為によりケガをした場合

交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、健康保険で診療を受けることができます。ただし、健康保険を使用して診療を受けたときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者の 行為によるケガ

相手がいる交通事故



他人からの暴力



他人が飼っている動物 による加害行為



Q. なぜ届出が必要なのでしょう？

A. 健康保険を使用すると、本来、加害者（相手方）が支払うべき治療費を、協会けんぽ（保険者）がその一部を立て替えて医療機関等に支払うこととなります。

立て替えた分は、後日、協会けんぽが相手方に損害賠償請求をするため、事故等の状況や相手方の情報を「**第三者行為による傷病届**」によりお知らせいただく必要があります。

詳細や申請書の
ダウンロードは
こちらから
（協会けんぽHP）



！示談は慎重に 「健康保険で診療を受けるから治療費は要らない」といった内容の示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用して診療を受けることができなくなりますので、示談は慎重に行ってください。
また、協会けんぽが負担した保険給付と同一内容の金銭を加害者（相手方）から受領すると、二重利得となり、すでに給付した保険給付費は返還していただくことになりますので、ご注意ください。

負傷原因の照会にご協力をお願いします

健康保険を使用してケガの治療を受けた場合、後日協会けんぽから、負傷の原因について照会文書をお送りすることがございます。照会文書が届きましたら、回答期限までにご回答いただきますようお願いいたします。